環境審議会資料
８．９．２５
資源循環推進課

（報告事項）

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会の検討状況等について

1　趣旨

松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会（以下「専門部会」という。）における現在の検討状況を報告するものです。

2　検討状況

⑴　専門部会開催結果

ア　第６回専門部会の概要

開催日時	令和８年７月１３日（月）
検討内容	①家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について ・ごみステーション等への排出の方法 ・収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項
会議資料	別添のとおり

イ　第７回専門部会の概要

開催日時	令和８年８月２５日（火）
検討内容	①家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について ・市民アンケートの実施 ・手数料の使途の設定の有無 ・減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲 ・市民との合意形成の手法、市民への周知啓発に係る手法
会議資料	別添のとおり

⑵　専門部会における主な意見と回答内容

ア　第６回専門部会

別紙１のとおり

イ　第７回専門部会

別紙２のとおり

⑶　これまでの検討状況

別紙３のとおり

3　今後の予定

第８回専門部会の開催予定

開催日時	令和８年１０月２８日（水）
検討内容	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

別紙１

第６回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会における主な意見と回答内容

■議事１関係　：「家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について」

ア：検討項目⑦　ごみステーション等への排出の方法（袋に入らないごみの①手数料徴収ごみ種、②徴収方法、③金額設定等を含む）

【有識者委員補足説明】

1	（山谷委員） シールにすることで粗大にする場合と比べると手数料は安くなるので、市民の負担が増えることはないと思う。

NO	意　見	回　答
1	制度の対象は可燃ごみのみと認識していたが、破砕・埋立ごみも含まれるということでよろしいか。	・　手数料を徴収するごみ種は、可燃ごみ、破砕・埋立ごみで袋に入るもの及び既に手数料を徴収している粗大ごみを対象とすることで、第５回専門部会の意見として集約されている。
2	急に値上げしても、市民が中々納得しない。分別することなどを広報に載せて指導するなど、制度導入前に市側も努力していただきたい。	（部会長） ・　旧来のものから新しいものに変わるということで、懇切丁寧に説明していくことが事前事後も必要になる。
3	前回の会議で近隣自治体より高くしないようにとの意見があったかと思うが、安曇野市は１リットル当たり１円と聞いている。きちんと調べて料金の設定をしていただきたい。	（部会長） ・　課金することによってごみを減らす効果があるため、他の市よりも必ず安くしなければいけないという論法には多分ならない。 ・　減量の効果があるのが１円以上であるため、１円以下の自治体があっても取り入れない。
4	粗大ごみを軒先回収した場合、収集手数料が上乗せされているという理解でよいか。	・　粗大ごみの手数料は、直接持込と軒先回収で異なる。 ・　軒先回収では、収集手数料が上乗せされている。

NO	意　見	回　答
5	ごみを出しにくい人などの弱者の視点から考えることが重要。サイズアップしたものを従来どおりごみステーションに出せるという方向性は良い。 また、袋と同じようにシールも記名できるようにすればルール違反を抑止する効果を得られるかと思う。 概ね答申案の方向性の内容で良い。	―

■集約された方向性

検討項目	方向性
①手数料を徴収するごみ種	・　袋に入らないごみをどの分別区分とするか、粗大ごみの品目の変更も含め、事務局が制度設計 ・　袋に入らないごみを可燃ごみ、破砕・埋立ごみとして収集する場合は手数料を徴収
②手数料の徴収方法	・　袋に入らない可燃ごみ、破砕・埋立ごみは、シール貼付を基本とする。 ・　その他詳細は答申付帯事項※を踏まえて事務局が制度設計
③－１手数料の料金体系	・　詳細は答申付帯事項※を踏まえて事務局が制度設計
③－２手数料の金額設定	・　袋に入らない可燃ごみ、破砕・埋立ごみは、袋に入るごみの金額よりも高い金額で設定 ・　粗大ごみは品目ごとに設定 ・　その他詳細は答申付帯事項※を踏まえて事務局が制度設計
⑦ごみステーション等への排出の方法	・　詳細は答申付帯事項※を踏まえて事務局が制度設計

※付帯事項

制度設計をするにあたっては、以下の３項目を満たすものであること。
- ・市民にとって理解しやすく排出しやすい方法となっていること
- ・収集運搬体制に影響が出ない方法であること
- ・莫大なコストがかからない方法であること

その上で、以下の事項を考慮し、制度設計をすること。
- ◆ 排出方法を、シール貼付とする場合は、シールを剥がれない素材とする。
- ◆ 既存の小型家電や大型プラ等の資源物と混在するため不適切排出対策を講じる。

イ：検討項目⑧　収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項		
⑧－１　収集方法の変更について		
【有識者委員補足説明】		
1	（山谷委員） ・ 自治体アンケート調査を参照しているが、戸別収集への切替えや経済的に困難な世帯への減免は全国的に見ると必ずしも多くない。 ・ 多摩地域の自治体が多く反映されているというバイアスがかかっていることにご注意いただきたい。	
NO	意　見	回　答
1-1	戸別収集は確かに便利だが、将来にわたっての人員体制や収集費用のことを考えると、細かく収集していくことは、私たちの税金にさらに上乗せされるのではないかという心配がある。コスト増が一番の懸念であれば、今不便はないので、市民とすれば現行どおりで問題ない。	・ 戸別収集により集める場所を増やしていくとなれば、それなりの人員、車両やコストがかかる。 ・ 手数料を充てるかどうかは別項目の検討となるが、当然どこからかは費用を捻出しなければならない。
1-2	戸別回収を全くしないのではなく、大きなものなどは直接連絡をいただいて回収するということも考えていただきたい。	・ 粗大ごみの品目を増やすことも検討してもらいたいというご意見として、一旦、承りたい。
2-1	集合住宅の問題については別の部会で検討されているとのことであったが、部会の方はどのように進んでいるのか。	・ 集合住宅のごみが適正に出されるよう、指定ごみ袋を使用し、市の分別区分に従って出してもらうよう検討している。 ・ あわせて、現在の一般廃棄物収集運搬許可業者による収集を、行政収集とするよう検討している。 ・ 行政収集にすると収集コストが上がるため、今年度は効率的な収集ができるか、収集状況を分析して検討を進める。

NO	意　見	回　答
2-2	制度の導入に向けて進めていくには、集合住宅の問題への対応と実施時期を合わせていく必要がある。早めに対応し、この専門部会に報告いただけるとありがたい。集合住宅の問題と足並みが揃っているのであれば、現行どおりの収集方法で問題ない。	―
2-3	昔からある集合住宅にはごみ集積所が無いため、町会のごみステーションに出している。これらのごみは分別が悪く、可燃ごみに缶が入っていることもある。これから制度を決めるにあたり、集合住宅は必ず集合住宅内に出すようにしていけば良いと思うがいかがか。	・ 集合住宅の敷地の広さ、集合住宅の数の多さといった問題もあり、どういった所をステーションとして位置付けていくかが課題 ・ 一部の集合住宅入居者による町会のごみステーション利用は、これから先もなくなることはないと思う。 ・ 集合住宅入居者に分別をしてもらうための周知や仕組みを優先して考えたい。
3	集合住宅の方々は町会に加入しておらず、町会費や衛生費も払っていない。しかし、ごみステーションを勝手に使い、時として袋に名前を記入せず、あまり分別もされてない。こうした問題は町会では解決できないため、行政からしっかり指導していただきたい。	・ 町会未加入者の問題は、集合住宅に関連する大きな課題であり、市のごみ処理の根幹に関わる。 ・ 今後の町会のあり方と深く関わるので、改めて町会と話をしたい。
4	愛知県名古屋市は、ごみ処理手数料が無料でもごみを減らしているが、その要因を調べて教えていただきたい。	・ ごみ減量の原因について断定はできていないが、名古屋市の分別区分などは、松本市とあまり変わらない。 ・ ２０数年前にごみがかなり増え、非常事態宣言を発して市民にご協力いただいた経過がある。 ・ 全市的に危機感を持った結果ということかと思う。

NO	意　見	回　答
5	福祉の関係では、社会福祉協議会や地区の民生委員の方にすごく負担がかかっている。福祉収集について、ごみ収集の回数券方式といった公助の取組みが進むような形で周知をしていただけるとよい。	―

■集約された方向性

施策内容	方向性
戸別収集	現行どおり（原則実施しない）
福祉収集	市で検討を進める
祝日収集	現行どおり

※付帯事項

◆戸別収集については、原則として実施しないこととするが、高齢化が進んだ山間部の地域やステーションが遠い地域での戸別収集の導入など各ステーションの利用状況や抱える課題に応じて、柔軟に対応すること。

◆福祉収集については、既に市において検討しているため、社会福祉協議会の有償サービスのほか、地域内での助け合いによる排出支援といった共助の取組みを損なわないように配慮しつつ、対象者の選定やニーズの把握を踏まえて、関係部局による検討を進めること。

⑧－２　分別区分の変更について

NO	意　見	回　答
1-1	破砕ごみと埋立ごみを一括して「不燃ごみ」とする新区分が唐突にでてきた。それぞれの性質や処理の流れを市民に十分説明する必要がある。	・ 他市の分別区分では、松本市が分類している埋立ごみ、破砕ごみを不燃ごみとして一緒に集めているところが多い。 ・ 新ごみ処理施設建設後には、現状と同じような処理ができるよう施設側で選別する方向が良いと考え、提案した。

NO	意　見	回　答
1-2	埋立ごみを資源として出していくことで松本市の埋立地の残存年数が延びる。そういったことも含めて、市民の皆さんに周知をして、分けられるものは分けていくべき。集めた後がどうなるかをきちんと理解してもらった上で、有料となることを説明していかなければならないと思う。	―
1-3	破砕・埋立ごみは有料になるため、手数料を払って私たちが分別するのではなく、市が分けることに手数料を払うと思えば有料化するのは当たり前だと思う。	
2	市民とすればこの分別表はすごく分かりやすく出来ていると思っている。この表のごみ種に有料か無料の表記を追加することで、さらにごみの減量化、資源化という意識が深まるのではないか。分別について後戻りする必要はないのではないか。	―
3	分別について、細かいということはなく、現状で慣れている。全然抵抗はないので、現状で良いと思う。	―
4	分別の仕方はこのままでいいが、外国人への分別周知を誰が行うのか市の方で考えていただきたい。	―

■集約された方向性

分別区分	方向性
可燃ごみ	剪定枝は「資源物」の分別とする方向で検討
不燃ごみ	【再度議論】 「破砕ごみ」・「埋立ごみ」→「不燃ごみ」にまとめる
資源物（21 区分）	「剪定枝」を追加

※付帯事項

◆方向性（案）のほか、処理業者や処理コスト等を勘案したうえで、可能な限り資源物への区分の移行を検討し、埋立ごみの極小化を目指すこと。

⑧－３　収集頻度の変更について		
NO	意　見	回　答
1	剪定枝は、現在可燃ごみとしてステーションに週２回出されているところを資源物として月２回の収集にした場合、排出が多い時期はステーションに置場が無くなる。一方で、公民館などの敷地の広いところに排出するということになれば、出す方の利便性が悪くなると思うが、どのように考えるか。	・　缶などは月１回、ペットボトルが月２回という現行の資源物の収集頻度に合わせて、今回月２回として提示した。 ・　今まで可燃ごみとして週２回出せたものが月２回とかなり少なくなるので、月２回という頻度が適正かどうか専門部会としてご意見をいただきたい。
2-1	河川に近い町会が出す草も多い。それを資源物として位置付けられるのか、剪定枝と同じ扱いで回収、処理されるのかお考えを伺いたい。	・　現状の処理先では、袋に入ったままだと袋が邪魔になり、資源化することが難しく、資源物とするとどのように集めてくるかが課題 ・　河川の草などは、処理先や収集方法によって収集頻度が決まる。 ・　現状は不透明な部分が多く、お示しできる段階には至っていない。
2-2	剪定枝は束ねて縛って出すというのが全国的に一般的に行われている。袋出しをしているところはごくわずかではないかと思う。ただ、草とか葉は透明な袋で出すところが多いので、排出方法を変えた方が排出する市民にとって利便性が高いと思う。	・　袋に入れる必要のない剪定枝については束ねて出していただく方法が良いと考える。 ・　草や葉も資源化ができる方が良いと思う。排出方法は袋に入れる以外はないと思うので、袋に入った状態で収集してきた上で、どういった資源化ができるのかを検討していきたい。
2-3	松本市には剪定枝の再資源化施設が無く、他の市町村で再資源化していると聞いている。結局可燃ごみに回ってしまうのではないかとの懸念がある。	・近隣にチップ化して県外のセメント工場にバイオマス燃料として搬出している業者があり、市の管理施設から排出される剪定枝の再資源化を委託している。

NO	意　見	回　答
2-4	剪定枝の資源化のためのコストはどうか。	・ 燃やすのと同程度のコストが掛かり、売払いとはならない。 ・ 市全体から出された剪定枝の全部を業者で処理できるかは、今後確認が必要 ・ 業者では草や葉で土が付いてないものはそのまま資源化できるが、袋に入っていると資源化できない。 ・ 袋に入っているものは別の業者を探さなければならない可能性はある。
2-5	剪定枝を資源化できないということになると困るので、ある程度の資源化の目途を立てていただきたい。資源化が可能な業者を探しておかないと今の議論が全部宙に浮いてしまう。草は普通無理だと思うが、無理なら無理とはっきり言っていただいた方が良い。そのあたりの実現可能性もペアで議論していくことになる。	―
3	粗大ごみの依頼による回収も現行どおりということでよいか。	・はい

■集約された方向性

分別区分	方向性
可燃・破砕・埋立ごみ	現行どおり
資源物（21 区分）	回数増を検討

※付帯事項

◆剪定枝については、収集体制や処理能力を勘案し、ステーション回収に限らず最適な方法や頻度を検討すること。

◆資源物の収集頻度については、市民の排出の利便性を高めるために頻度を増やすことが望ましいが、将来にわたっての収集運搬能力やステーションが町会管理であること等の課題を踏まえて、小売店等の民間回収との連携協力やステーション回収以外の市民の排出しやすい施策を検討すること。

⑧－４　袋のサイズ・材質の変更について		
NO	意　見	回　答
1	低密度ポリエチレンの方が破けやすいのか破けにくいのか、また、コストが高いのか低いのか。	・ 低密度の方が引っかきに対する強度は高くなるもののコストが高くなる。
2	低密度の強い袋に統一するというのは難しいものか。	・ 一番の理由はコストが上がるということ。原材料費が上がっており、手数料を変えて上がることに加えて、素材を変えて上がるということになると負担も大きい。 ・ 収集の現場の課題は、何かしらの方法で解決できるかもしれないので、高密度を使用している現状どおりとした。
■集約された方向性（暫定） ・サイズ：可燃、破砕・埋立ごみ用袋は、小さいサイズ（5～10L）の袋を設ける。 ・材　質：変更なし ・落ち葉・剪定枝：再資源化方法の決定前にサイズや材質を決められないことから、答申後に再資源化方法と併せて検討 ※ ただし、サイズも含め、市民アンケートの結果により改めて検討		
⑧－４　袋のサイズ・材質の変更について（記名式指定袋について）		
【有識者委員補足説明】		
1	（福島委員） ・ 記名式の問題については、プライバシーの問題などがあり気になっていた。市民がごみの分別に責任を持つということで委員の皆さまが承認されるならば特に問題ないと思っている。ただ、葉書などの個人情報が入っているものがあるので、問題が起きなければいいと考えている。	
NO	意　見	回　答
1-1	記名式は、個人情報の懸念で現行どおりという方向性を再考してほしい。 他自治体から松本市に引越しされた方は、ごみ袋に名前を書くことに対する抵抗感がすごく強いのではないか。松本市は大学も何校かあるので、女性の学生が何を出したか分かってしまうのを見直してほしい。	―

NO	意　見	回　答
1-2	長野市では記名式は廃止になっており、全国的にもプライバシーを考えて廃止する自治体が増えてきている。今回、制度が変わるタイミングなので、記名式を廃止する意見も踏まえて検討いただきたい。	―
1-3	記名式の理由が、ごみを出すことに対しての責任ということだが、曖昧で慣習的な部分がすごく強い。分別ができていない人に対する指導のための記名なのであれば、分別ができていない人にどういう対策をしているのかを先行して記名式を廃止している長野市や他の自治体を研究、調査した上で検討いただきたい。	―
2	違反ごみがあったときに届けることができるので、今の記名式の方がごみの衛生委員としては助かる。	―
■審議結果 市民アンケート結果のほか、先行する自治体の例も含めて改めて議論		

別紙２

第７回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会における主な意見と回答内容

■議事１関係　：「家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について」		
ア：市民アンケートの実施について		
NO	意　見	回　答
1	趣旨目的に、「市民の意識要望等を把握し制度設計の材料とする。なお、費用負担制度の賛否を問うものとはしない。」とあるが、なぜ賛否を問うものとしないのか理由を教えていただきたい。	（部会長） ・ 賛否に分かれて意見をまとめるというやり方もあるが、制度導入を前提に議論してきた。制度に反対の方はいるが、このアンケートでは伺うことはしないという前提である。 ・ 賛否を問う場合には、会議の序盤でその前提のもと検討しておく必要があった。制度導入の判断は最終的には理事者が行う。
2-1	市民アンケートは一般的にどのくらいの回答率なのか。	・ 概ね 4～5 割程度と認識
2-2	意識の高い人でないと答えていただけないのではないか。アンケート案は字が多すぎるので赤字にするなどのインパクトが必要である。アンケートは、文章が多くなるので、構成を目立つような形にしていただきたい。	・ 市としても回答率を上げていきたいと思っている。できるだけ市が伝えたい趣旨を分かりやすくし、答えていただきやすいような様式となるように考慮したい。
3-1	2,000 人の世帯主を対象としているが、学生や集合住宅の世帯主は識別できるのか。	・ 集合住宅については、「居住形態」の設問で確認が可能 ・ 学生かどうかについては、このアンケートでは確認できない。学生とそれ以外で分ける理由として今後の検討につながるものがあれば御意見をいただきたい。
3-2	学生所属の学校に対して何か対策を取るわけではないので、学生かどうかを問わなくても良いのではないか。	―
3-3	学生は住民票を移していない場合が多いので対象は少ないのではないか。	―

NO	意　見	回　答
4	分別方法の分からない外国の方が問題という意見が出ていたが、このような方たちにもアンケートは送付されるのか。	・ 住民登録があれば対象になる可能性はあるが、数は少ないと認識 （部会長） ・ 住民登録していない方にアンケートが届かないということはやむを得ないと思う。
5	アンケートを設計するにあたっては、1リットルあたり1.0円の場合にどの程度の費用負担となるかなど、誰もが分かるようにしていただきたい。	―
6-1	一般的に制度導入前後の月額負担を計算する場合は、減量率 10%を織り込む。資料では減量率が織り込まれていないが理由は何か。	・ 減量率を加味することも検討したが、現状のままの場合をまずお示しをした方が良いとの考えから、このように対応した。
6-2	より正確に負担額を算定するためには、10%程度の減量率を織り込む方が良いと思う。具体的には、全体を算出した上で、0.9 を乗じても良いし、袋の数に0.9を乗じても良い。	―
7-1	№18 の設問の選択肢について、「⑤900 円以上」は不要であり、④を「700 円以上」に替えれば良いと思う。現実的にあり得ない選択肢は設けず、シンプルにした方が良い。	―
7-2	№18 の設問の選択肢について、金額が1円から1.3円の中に入っていない。手数料単価に対応させ、その上で 10%減の範囲で金額を示した方が良いのではないか。	・ 整合を図りながらもう一度見直す。

NO	意　見	回　答
8	・1 リットルあたり 1 円から 1.3 円という金額設定が出ているが、早めに決めた方が良い。ただ委員の皆さんも判じかねると思う。提案できるのは様々な情報や事情を知っている市当局以外にない。1 円から 1.3 円の間で市の方で案を出していただき、それを元に、委員の皆さんのご意見を伺うという形にしていただきたい。 ・幅を持たせることは、専門部会で了承したところではあるが、手数料水準自体は早めに決めた方が良いと思う。本当はアンケート調査をする前に決まっていれば市民の方はイメージが付きやすかったと思う。	・ 幅を持ったまま専門部会としてまとめていただくのであれば、幅を持ったまま答申いただき、その後に市で決定していくというプロセスになる。 ・ 専門部会で 1 円から 1.3 円の中で決めて答申をいただくということであれば、その額を市として受け止めさせていただく。 （部会長） ・ 1.0 円か 1.3 円のシミュレーションをして、次回、時間があれば金額設定について議論してもよいと思う。
9-1	設問を削除するのであれば、No.11、15 は不要ではないか。	・ No.11 などは、制度を考えていく上では不要であるという着眼点かと思うが、別添の参考資料を見ていただきたいという意図があり合意形成の一環との意味合いがある。それでも不要ということであれば削除する。
9-2	No.15 については、集合住宅が絡んでくると思う。集合住宅を含めた事業系一般廃棄物の量が県内で一番多く、減らしていきたいということを集合住宅の会議で協議している。その趣旨にもなっているため、この設問は残した方が良いと思う。	―
10	調査対象が 2,000 人というのは少ないと思う。根拠を教えていただきたい。	・ 今回は全数の 1%程度を抽出しているため、十分な数であると理解している。

■審議結果
・対象や方法などの実施概要については了承
・委員の意見を参考に、事務局がブラッシュアップして、次回会議前に配付する。
・内容は次回会議で決定する。

イ：検討項目④　手数料の使途の設定の有無		
【有識者委員補足説明】　特になし		
NO	意　見	回　答
1	手数料収入は推計でどの程度を見込んでいるのか。	・ 制度導入に係る経費などを考慮しない収入は、年間 4 億円程度になると推計している。
2	年金が上がっても物価上昇に追いついていない。制度を導入するには、皆さんが納得しないと駄目だと思うので、使途は明確にしていただきたい。	―
3	手数料をどのように使ったら良いかアンケートで聞いてみてはどうか。	・ 今回の議論を踏まえて内容を検討し、次回提示する。
4	ごみの減量には、再資源化が一番重要になると思う。地区の資源物収集の時に、大勢の方が手伝っており、なおかつすごく細かく分別、資源化されているので、これらの費用に充てていただきたい。	―
5	ごみ減量機器の購入補助や剪定枝をもったいないボックスのように拠点回収できるような仕組みの費用に充ててもらいたい。	―
6	剪定枝はこの 1～2 年での資源化は可能であるか。	・ 剪定枝の再資源化の可否については、事業者に確認をしているので、次回以降に報告したい。 ・ 収集頻度が月 2 回では足りないという御意見があり、その頻度で収集するとなると収集台数、収集人員とともにかなり増加する見込みである。それが可能かどうかはもう少し検討する時間が必要 ・ 場合によっては専門部会の中で答えが出ないが、まずは処理する業者で対応可能かどうかを確認する。
7	剪定枝は時季によって排出量が異なるので特別収集があってもよいかもしれない。	―

■審議結果

手数料使途の設定の有無：「有り（使途を定める）」

使途の内容：

・手数料の対象となるごみが資源物につながる分別収集や再資源化などの施策に優先的に充てる

・市民が事後的に良かったと感じる事業に充てる

※付帯事項

処理費用の使途を広報や市ホームページで公開するなど、市民の制度への理解につながる施策を併せて講じること。

ウ：検討項目⑤　減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲		
【有識者委員補足説明】		
1	（山谷委員） ・ 最近有料化の検討をしている自治体や条例で実施が決定した自治体では、1リットル1円程度でも、生活保護世帯など経済的に苦しい世帯に一定の配慮をする傾向にある。 ・ 会津若松市では、生活保護世帯に加え、児童扶養手当受給世帯に対しても一定枚数を無料提供している。	
NO	意　見	回　答
1	紙おむつを排出するにあたって減免制度を受けるのに記名しなければならないと思うが、記名したくない世帯もいる。記名の免除は考えているのか。	（記名に関する議題の際に議論）
2	生活保護受給者も大変だと思うが、家賃補助や医療費補助などもある。生活保護に該当しない非課税世帯の方が現実としては苦しい。そうした非課税世帯なども対象としていただけるとありがたい。	・ 前年度の所得で非課税が決定されるため、住民税非課税のみを条件として減免対象とするのは難しい。 ・ 近隣市町村では住民税非課税世帯は対象となっていない。 ・ 自治体アンケートでは、住民税非課税世帯かつ障害者手帳所持世帯を対象としている自治体のみであり、一律に非課税世帯を減免対象とするよりは、何か工夫した方が良いと考えている。

NO	意　見	回　答
3	障害者手帳所持者でも普通に働いている方もおり、例えば、一般の高齢者で国民年金を受給している夫婦より収入が高い場合もある。全てを減免対象とするのは違うような気がする。	・ 障害者手帳所持者でさらに住民税非課税というような組み合わせで考える必要があるかと思う。
4	対象が所得ベースなのか障がいベースなのかが不明確である。乳幼児がいても高所得の世帯の場合もある。 年金受給者は所得が低い人もいれば高い人もいる。住民税非課税世帯は一律所得が低いこと考えると、本当は対象にした方が良い。考え方次第であると思う。 乳幼児のいる世帯を対象とすることには違和感がある。乳幼児のいる世帯はごみが多いといった制度の建付けの説明ができないと最後に苦しくなる気がするが、そのあたりはいかがか。	・ 事務局案は、有識者の意見や自治体のアンケート結果を参考にしている。基本的に全ての市民が制度の対象となることを前提とし、一定の配慮が必要な方に対しては特別な場合として減免をするとのスタンスで作成してある。
5	減免は必要であるとは思うが、対象者の選定は本当に難しいと思う。減免制度を導入しなかった自治体の理由として「公平であるべき」という内容にピンときた。大町市の生活困窮者へのごみ処理費用支給制度のような制度で救ってあげられるのではないか。	・ 大町市のこの制度については、具体的に調べられていないので、また次回にお示ししたい。
6	7 ページの事例として載っている生ごみ出しません宣言の世帯はどのくらいあるのか。	・ 事務局で把握しているのは資料に記載の内容のみ。 （有識者） ・ いくつかの都市でやっているがそれほど多くない。自家処理機を購入した世帯のみに限っており、あまり広がりが出ていないのが実情である。
7	方向性案のとおりとし、具体的な制度設計については市にお任せする。袋を窓口に取りに来てもらうのか、郵送するのかなどは事務的なので市にお任せした方が良いと思う。	―

NO	意　見	回　答
8	乳幼児のいる世帯が減免されるものは紙おむつのみなのか。家庭ごみは有料なのか、全て減免になるのかを教えていただきたい。	・ ここで示している案は、乳幼児のいる世帯は全て減免対象とし、加えて紙おむつを使用されている世帯も減免対象としている。 ・ 紙おむつ使用世帯は、紙おむつのみが減免になるとの案となっている。
9	4 ページの自治体アンケート結果にある「市長が特に必要と認める者」とは具体的に誰を指すのか。	・ 条例に記載される書き方で特殊事情が発生した場合に担当部署の判断で対応できる形式となる。具体的に誰を対象としているかまでの情報収集はしていない。

■審議結果

対象者：生活保護受給世帯、乳幼児（2 歳未満）のいる世帯、紙おむつ使用者

※付帯事項

少なくとも上記に掲げるものは、減免対象とする方向で検討すること。その他の対象は、他の給付制度の対象者や他自治体の事例を参考に必要に応じて検討すること。

ごみの排出量に応じた費用負担制度の趣旨から、無制限に減免とするのではなく、一定の上限を設けること。

申請方法等については、対象者に負担をかけない手法と行政がコストをかけない手法の両面から最適な手法を検討すること。

紙おむつは、紙おむつ使用者のうち減免対象とする者を検討すること。また、現物給付、おむつ専用袋の給付、透明な袋等による排出など最適な手法を検討すること。

紙おむつ使用者に対する減免と他の対象者に対する減免とが重複しないようにすること。

エ：検討項目⑨・⑩　市民との合意形成の手法・市民への周知啓発の手法		
【有識者委員補足説明】　特になし		
NO	意　見	回　答
1	市から町会に色々と依頼があるが、周知が徹底されていないので何とかしてほしい。例えば、可燃ごみの中に資源物が 23.7%も含まれており、資源として出すという周知が足りないのではないか。30・10 運動も聞かなくなった。食品ロスも周知していかないと減らないのではないか。	―
2-1	周知啓発は、色々な手法で何回も実施する必要がある。ごみの搬入料金が 10 キロ 105 円から 150 円に上がった際に、市が 4、5 カ所で説明会を開催したが、1 カ所あたり 20 社も参加しておらず十分な周知がなされなかった。値上げに対する苦情は収集運搬業者に来るため、その対応にすごく時間が取られたという事例があった。周知は徹底してやっていただきたい。	―
2-2	周知期間はどのぐらいの期間を考えているのか。	・　具体的な考えはないが、できるだけ期間を取る必要があるかと思う。
2-3	105 円から 150 円に値上げした時の周知期間は3カ月であり、全く役に立たなかった。	―
3	答申をして市民に出すからには、覚悟をもって相当な説明をしなければならない。条例改正があるので、通常の施策よりもハードルは高く、十分な説明をしなければならないことは前提となっている。	―

■審議結果

合意形成・周知啓発の手法は、若者や外国人の方も含めた全ての市民の方に制度内容が行き届くようにあらゆる手段と十分な周知期間をもって丁寧な説明を行うこと。

これまでの検討状況

別紙３

【諮問項目１】
家庭系ごみの排出量に応じた費用負担**制度の仕組み**と**導入効果**

専門部会の回数		現時点の集約内容	
第５回	①手数料を徴収する**ごみ種**	【可燃ごみ、破砕・埋立ごみ、粗大ごみ】	
	②手数料の**徴収方法**	【指定袋方式】 ※袋に入る可燃ごみ及び破砕・埋立ごみ	
	③根拠を含めた手数料の**金額設定（料金体系）**	体系：【排出量単純比例型】 金額：【可燃ごみ　：1.0～1.3円/Ｌ 破砕・埋立ごみ：1.0～1.3円/Ｌ】	
第６回	⑦ごみステーション等への**排出の方法**	詳細は答申付帯事項を踏まえて事務局が制度設計	【付帯事項】 以下を満たすものであること。 ・市民にとって理解しやすく排出しやすい方法 ・収集運搬体制に影響が出ない方法 ・莫大なコストがかからない方法 以下を考慮すること。 ・排出方法を、シール貼付とする場合は、シールを剥がれない素材とすること。 ・既存の小型家電や大型プラ等の資源物と混在するため不適切排出対策を講じること。
	⑧収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項		
	⑧－１　収集方法の変更	戸別収集：見送り 福祉収集：市で検討を進める 祝日収集：現行どおり	【付帯事項】 戸別収集は、各ステーションの利用状況や抱える課題に応じて、柔軟に対応すること。 福祉収集は、共助の取組みを損なわないように配慮しつつ関係部局による検討を進めること。
	⑧－２　分別区分の変更	可燃ごみ：剪定枝は「資源物」の分別区分 不燃ごみ：【再度議論】 資源物：「剪定枝」を追加	【付帯事項】 処理業者や処理コスト等を勘案したうえで、可能な限り資源物への区分の移行を検討し、埋立ごみの極小化を目指すこと。
	⑧－３　収集頻度の変更	可燃・破砕・埋立ごみ：現行どおり 資源物：回数増を検討	【意見】 剪定枝は実現可能性の目途を立て、方向性を具体化すること 回数減による市民の利便性を損なわないように検討すること 【付帯事項】 小売店等の民間回収との連携協力やステーション回収以外の市民の排出しやすい施策を検討すること。
	⑧－４　袋のサイズ・材質の変更	【暫定案（市民アンケートにより再検討）】 サイズ：5～10ℓの小型の袋の追加 材質：現行どおり 記名式：【別途議論】	

専門部会の回数

第７回

第８回

第９回
第１０回

【諮問項目１】
家庭系ごみの排出量に応じた費用負担**制度の仕組み**と**導入効果**

④手数料の**使途**の設定の有無

⑤**減免制度**の導入の有無及び導入する場合の**減免対象範囲**

⑥**制度の見直し**方法

現時点の集約内容

設定：「有り（使途を定める）」
内容：
・手数料の対象となるごみが資源物につながる分別収集や再資源化などの施策に優先的に充てる
・市民が事後的に良かったと感じる事業に充てる

【付帯事項】
処理費用の使途を広報や市ホームページで公開するなど、市民の制度への理解につながる施策を併せて講じること。

導入：「有り（導入する）」
範囲：生活保護受給世帯、乳幼児（2歳未満）のいる世帯、紙おむつ使用者

【付帯事項】
◆少なくとも上記に掲げるものは、減免対象とする方向で検討すること。その他の対象は、他の給付制度の対象者や他自治体の事例を参考に必要に応じて検討すること。
◆ごみの排出量に応じた費用負担制度の趣旨から、無制限に減免とするのではなく、一定の上限を設けること。
◆申請方法等については、対象者に負担をかけない手法と行政がコストをかけない手法の両面から最適な手法を検討すること。
◆紙おむつは、紙おむつ使用者のうち減免対象とする者を検討すること。また、現物給付、おむつ専用袋の給付、透明な袋等による排出など最適な手法を検討すること。
◆紙おむつ使用者に対する減免と他の対象者に対する減免とが重複しないようにすること。

【諮問項目２】
市民との**合意形成**及び市民への**周知啓発**に係る手法

⑨市民との**合意形成**の手法

⑩市民への**周知啓発**の手法

若者や外国人の方も含めた全ての市民の方に制度内容が行き届くようにあらゆる手段と十分な周知期間をもって丁寧な説明を行うこと

【諮問項目３】
家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度と**併せて実施すべきごみ減量化、再資源化施策**

⑪制度実施時に**併せて実施すべき施策**

答申（案）協議

別添

松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会
第6回・第7回資料

日付	内容
令和8年7月13日	【第6回専門部会】 〇家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について ・ごみステーション等への排出の方法 ・収集方法や分別区分など、制度実施に伴い変更する事項 ■第6回家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会資料［PDFファイル／2.22MB］
令和8年8月25日	【第7回専門部会】 〇家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について ・市民アンケートの実施 ・手数料の使途の設定の有無 ・減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲 ・市民との合意形成の手法、市民への周知啓発に係る手法 ■第7回家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会資料［PDFファイル／4.37MB］